



オーストラリア市場における 日本産食材プロモーションについて (JFOODO事業、2026年度)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

シドニー事務所

2026年10月



1 | プロモーション品目と事業構成

■ プロモーション品目：メロン

■ メニュー開発にあたっては、追加で日本産食材を 1 品目プロモーションする。

○メロン

（1）話題性

- ・ オーストラリアへのメロンの輸出は2026年2月より解禁されたばかり
- ・ 5月の高市総理の豪州訪問時には高市総理から豪州首相にメロンを贈呈

（2）将来性

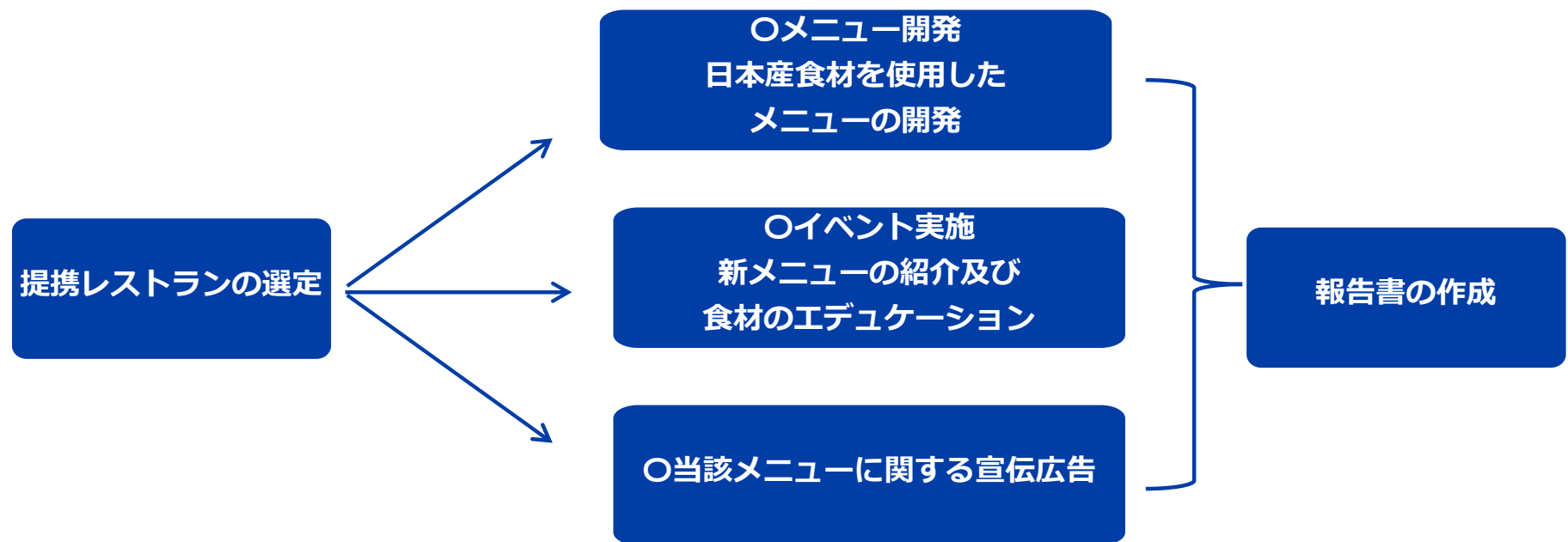
- ・ 日本産メロンは、諸外国産のメロンと比較して、高価であるが、その食味の良さから海外でも高い評価を受けている。
- ・ オーストラリアにおいて、メロンは安価に手に入る果物であるが、日本産メロンは食味の面で優れており、高級レストラン等のデザートとして、取り扱いが見込まれる。

※ その他に受託者はメニュー開発にあたり、日本産食材をプロモーション品目として、農林水産省が指定する輸出重点品目（後述）から 1 品目選択し、プロモーションを行うものとする。

1 | プロモーション品目と事業構成

プロモーション品目の取り扱いの増加もしくは開始を見込めるレストランを「提携レストラン」とし、提携レストランでのキャンペーンを実施する。

- ・ 事業は2027年2月、シドニー市内で事業を実施する。
- ・ 以下のとおり事業を実施するとともに、事業実施によって、得られた情報を基に報告書としてまとめるものとする。



2 | 事業の目的・目標

- プロモーション品目の輸出拡大と当地での認知度向上、提携レストランでの日本産食材の取り扱い量の増加を目指す

○目的

- ・ プロモーション品目の取り扱い開始・増加が見込まれるレストランにおいて、プロモーションを実施し、プロモーション品目の輸出量増加を目指す。

○目標

- ・ 提携レストランにおけるプロモーション品目の取り扱い開始もしくは仕入金額が1.1倍以上
- ・ 実施後のアンケートについて、上位2項目が80%以上

2 | 事業の目的・目標

■ 目標達成の確認及び、関係者の満足度を確認するため、アンケートを実施する。

- 前述の目標の達成を確認するため、当該レストランに対し、アンケートを実施するものとする。
- 内容は、シドニー事務所にて作成するものの、アンケートの実施・回収については、受託者が行うものとする。

3 | 業務概要①レストランの選定

- プロモーション品目の取り扱い開始もしくは取り扱い量の増加を見込むことができるレストランをシドニーにて発掘し、提携レストランとして、支援する。

○提携レストランの要件

1. プロモーション品目の取り扱い量増加（1.1倍↑）、もしくは新規取り扱いが見込まれること。
2. 海外における日本産食材サポーター店であること、もしくはサポーター店の登録が可能なレストランであること。
3. 本事業の趣旨を理解し、メニュー開発やイベント実施において、積極的に協力できること

※海外における日本産食材サポーター店については、以下のリンクから参照すること

<https://www.jetro.go.jp/agriportal/supporter/>

3 | 業務概要②新メニュー開発

- 提携レストランにおいて、シェフと連携し、日本産食材を使用した新メニュー等を考案する
- 新メニューについては、終了後も継続して提供できるようにすること
 - 新メニューに使用する品目については、日本産メロンの他に日本国政府が定める輸出重点品目から1品目選定し、これら2品目をプロモーション品目として、使用すること。
 - 広告宣伝期間後についても、同メニューを継続して、提供できること。
 - 提携レストランとの調整及び試食用／メニュー開発用サンプルの品目購入費用についても費用に含めること。

※輸出重点品目の一覧については、以下のリンクを参照すること

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/progress/attach/pdf/index-43.pdf>

3 | 業務概要③イベントの実施

- 新メニューの提供開始に伴い当該レストランにおけるイベントを実施する
- イベントでは試食及びプロモーション品目のエデュケーションを実施する。

- ・ 受託者はイベントの備品手配・レストラン及び講師との日程調整・現地対応・参加者の招待を担当する。
- ・ 招待者については、①メディア関係者・インフルエンサー等の現地消費者にリーチでき、当該イベントへの参加について、情報発信・記事の執筆、SNSへの投稿等ができる者、もしくは②レストラン関係者等であって、日本産食材の輸出拡大に資する者、であること。

○イベント内容

- ・ 新メニューの試食
- ・ 日本産食材のエデュケーション

なお、日本産メロンを含む日本産果実の品質やこだわり、安全性をエデュケーションする講師をジェットロと相談のうえ、選定する。講師の旅費等についても、費用に含めること。講師の旅費等についても、費用に含めること。

3 | 業務概要④新メニューに関する広報活動

■ 新メニューを広く周知するため、広報活動を実施する。

- 実施内容については、受託者の提案とするが、以下の点について、留意すること。
 1. 実施時期については、少なくとも2週間は実施すること。
 2. 当該レストランで消費者に提供する食材の購入費用については、本事業の費用ではなく、レストラン側で購入する必要がある。
 3. アンケートを実施したうえで、事業の実施報告書を提出する必要があるため、スケジュールに留意すること。

3 | 業務概要⑤日本産メロンの輸出環境分析

- 日本産メロンの輸出にあたり、豪州の市場環境を分析し、輸出拡大に資する報告書を作成する。
- 本事業参画事業者へのフィードバックを前提に、イベント参加者へのアンケート調査及び参加者の一部であるインフルエンサーが情報発信した際のフォロワーのリアクション等から業界関係者及び潜在消費等の日本産メロンに対する認識等を分析し、日本産メロンの輸出拡大に向けた課題の整理及び提言を行うこと。
- 今回は参加していない他産地メロン関係事業者にも情報を共有することでオーストラリアへの輸出産地拡大の切欠作りにも資することをもう1つの狙いとする。
- 文量及び作成様式等については、受託者の提案とするが、日本語で作成すること。英語で作成した文書を後に日本語へ翻訳し、提出した場合は、翻訳後の日本語版だけでなく、英語版も提出すること。
- 内容については、公表する場合があります、後述する業務完了報告書、業務実施報告書とは別で作成すること。

4 | 事業実施上の留意点

- 実施にあたっては、事前に担当事務所等と綿密な協議を行うこと。
- 事業実施にあたって必要となる一切の経費（エドューケーターとの契約料、資料準備費、サンプル・試食用の食材調達費等）は委託費から支出すること。
- 事業内容については、担当事務所等と本業務の受託者との協議の上、予算の範囲内で変更する場合がある。

5 | 受託者の要件

下記（１）～（５）について、受託者の要件とする。

（１）以下を満たす体制を組めること。

①本業務に対して十分な業務時間を確保でき、担当事務所等からの要望に素早く対応できる。

②本業務の実施国の情勢の変化に応じて柔軟に対応できる。

③施策の実施に際し対外的に発生した問題について事後対応ができる。

④本業務の実施国に日本語若しくは英語でコミュニケーション可能な担当者を配置できる。

（２）ジェトロの事業での契約実績がある場合、及び本業務の実施国での類似業務の実績がある場合、当該契約期間中にその業務内容等に重大な問題を起こしていないこと。

また、事務手続き、業務報告などにおいて重大な問題を起こしていないこと。

（３）過去に、実施国の食品分野において同規模の消費者プロモーションを企画、実施した実績を有すること。

（４）本業務の実施国の飲食業者・小売店等、本業務の実施に必要な事業者等との良好な関係を有していること。もしくは良好な関係を構築し、維持していけること。

（５）本仕様書に記載する業務内容（諸条件を満たすもの）を網羅し、実現可能なスケジュールを提案できること。

6 | 契約期間

契約締結日から2027年3月12日まで

7 | 成果物の提出

上記の業務内容に関する報告書等を以下のとおり提出すること。

(1) 提出物：業務の実施報告書及び業務完了報告書、3⑤で規定する報告書

① 提出期限：2027年3月12日

② 提出形式：電子媒体および紙媒体

POPやポスターなど事業での制作物がある場合、現物も提出すること。

(2) 提出方法：別途指示する

(3) 提出先・担当：独立行政法人 日本貿易振興機構シドニー事務所

担当者（勝又優仁）

Level 15, Governor Macquarie Tower, 1 Farrer Place, Sydney NSW 2000

Tel. 61-2-9002-6200 E-Mail: yuto_katsumata@jetro.go.jp

8 | 支払い方法

- (1) 上記すべての業務の完了をもって支払いを行うことを原則とする。ただし、支払いに時期と業務完了前の支払額（契約金額の50%を上限とする）については相談可能なため、業務完了前の支払いが必要となる場合は提案書にその旨記載すること。
- (2) 支払いに先立ち、業務の実施報告書及び業務完了報告書を期日までに提出すること。
- (3) 担当事務所にて業務の実施報告書及び業務完了報告書を確認した後、請求書（社印付き、請求明細（金額内訳）を明記）に基づき、担当事務所にて定める支払い期日にて支払いを行う。支払いは、担当事務所からオーストラリアドルにて行うことを原則とする。
- (4) 請求明細においては、課税・不課税・非課税を明らかにし、海外費については不課税とすることが望ましい。

9 | その他注意事項

- (1) 日本及び本業務の実施国の関係法令等に従うこと。また、本業務の実施に当たっては、ニュージーランド政府が定める新型コロナ対策を十分踏まえた上で、問題のない範囲で実施する。
- (2) 本業務の実施に係る工程表を作成し、担当事務所等の承諾を得ること。受託者は、業務実施にあたっては、担当事務所等と適宜協議・打合わせを行うとともに、協議・打合せ内容は記録し、担当事務所等の確認を得ること。
- (3) 本業務の一部を第三者に再委託する必要がある場合は、担当事務所等にあらかじめ申請し、承認を得ること。
- (4) 本業務を1法人で実施することができない場合、コンソーシアムを組むことは可能とする。なお、担当事務所等との契約はコンソーシアム構成者全法人となるが、担当事務所等との連絡窓口、担当事務所からの支払い等は主幹事法人のみとする。また、同主幹事法人はあらかじめその他の法人と業務分担等の条件を示す書面を取り交わし、その写しを見積り時に提出すること。
- (5) 業務の実施にあたっては、ジェットロの「個人情報保護規程」及び契約書で規定する秘密保持及び個人情報に関する事項を遵守の上で取り組むこと。
- (6) 本事業の実施報告書等の様式、内容等については担当事務所等に確認し、了承を得ること。
- (7) 本業務の成果物（制作物を含む。）は、ジェットロに著作権が帰属する扱いとし、受託者は著作権を主張しないこと。なお、本業務の成果物（制作物を含む。）は言語・文字の仕様をそのまま、又は変更した上でジェットロが本業務の実施国以外の国・地域での活動において利用する可能性がある。
- (8) 本業務の成果物（制作物を含む。）は、複数年使用が見込まれるため、使用期限を設けないこと。ただし、契約期間終了時点以降に成果物を使用する際に、出演者や音楽などの権利関係上で追加費用が発生することが想定される場合には、企画提案時に、追加費用が発生する旨及び想定金額を明示すること。
- (9) 本仕様でない事項が生じた場合は、担当事務所等と協議すること。
- (10) 本業務に関する打ち合わせに係る受託者の交通費等は、受託者の所在地に関わらず受託者が負担すること。
- (11) 本業務においては、原則として次のことには支出できない。
 - ① 外食・小売事業者向け：廉価販売への充当／価格プロモーション
 - ② 消費者向け：金券、クーポン、豪華な懸賞・景品（旅行を含む。）
- (12) 受託者はセキュリティの保護につき、以下に同意するものとする。
 - ① 情報セキュリティを確保するための管理体制を整備・維持する。体制の整備には従業員への教育・研修が含まれる。
 - ② 本業務に関連して取り扱う情報の秘密を保持する。
 - ③ 本業務に関連して受託者の管理体制・設備等において情報セキュリティ上の脆弱性が発見された場合にはジェットロに報告・協議のうえ対策を実施する。
 - ④ 本業務に関連してインシデントあるいはインシデントの疑いが生じた場合はジェットロに報告・協議のうえ対策を実施する。
 - ⑤ 個人情報や機密性の高い情報を取り扱う場合には、日本の国内法を適用できる環境を整備すること。
 - ⑥ 以下の水準で十分なセキュリティ対策がとられていること。

内閣サイバーセキュリティセンターが定める「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」

<https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/kijyunr5.pdf>

日本貿易振興機構（ジェトロ）

シドニー事務所



+61-2-9002-6200



SYD@jetro.go.jp



**〒2000
Level 15, Governor Macquarie Tower,
1 Farrer Place, Sydney NSW 2000,
AUSTRALIA**